

たんぎん固定金利住宅ローンフラット35

令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	・たんぎん固定金利住宅ローンフラット35						
2. ご 融 資 形 態	・証書貸付						
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次の条件をすべて満たしている個人のお客さま ①申込時の年齢が満20歳以上70歳未満の方で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方 ②安定した収入のある方 ③日本国籍の方または永住許可を受けている外国人の方 ④個人信用情報機関における事故登録者でない方 						
4. お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人が所有し、本人またはその家族が居住するための住宅（セカンドハウスを含む）にかかる次の資金 なお、住宅金融支援機構直接融資との併用は不可とします。 ①住宅建設資金（店舗併用住宅を含む。） ②新築住宅購入資金（マンションを含む。） ③中古住宅購入資金（店舗併用住宅を含む。） ④借換資金（リフォーム資金は含まない。） ⑤適合証明検査費用等住宅金融支援機構が認めた諸費用 						
5. ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上8,000万円以内（1万円単位）で、建設費用（土地の取得費を含む。）または購入価額の100%以内 ・借換資金の場合は上記に加え、借換の対象となる住宅ローンの債権残高（住宅金融支援機構所定の諸費用を含む。）または担保評価額の200%以内のいずれか低い額。 ただし、前年度の税込年収に占めるご返済額（他の借入も含む）の割合が次の比率以内とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>前年度税込年収</th> <th>返済比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*借主の年収には、配偶者または同居する直系親族、婚約者、所定の要件を満たす同姓パートナーのうち1名の年収を加算することができます。ただし、合算者は、連帯債務者とさせていただきます。</p>	前年度税込年収	返済比率	400万円未満	30%	400万円以上	35%
前年度税込年収	返済比率						
400万円未満	30%						
400万円以上	35%						
6. ご 融 資 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・15年以上35年以内（1年単位）で、完済時の年齢が満80歳未満 ただし、申込人が60歳以上の場合の融資期間は、10年以上とします。 ・借換資金の場合は、35年から住宅取得時に借入した住宅ローンの経過期間（1年未満切り上げ）を減じた期間とします。 なお、敷地が借地で定期借地権または建物譲渡特約付借地権の場合は、次の条件を満たすこととします。 ①定期借地権の場合 融資期間の最終日は借地権の残存期間以内とします。 ②建物譲渡特約付借地権の場合 融資期間の最終日が建物譲渡日までの日とします。 						
7. 金 利 (1)金利の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として毎月末住宅金融支援機構が提示する金利に年0.5%を上乗せした金利を翌月の新規実行分に適用するものとし、融資の全期間を固定金利とします。 						

(2)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利については、融資窓口にてお問い合わせください。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事務取扱手数料 ①手数料定額方式 55,000円(消費税込) ②手数料定率方式 融資金額×2.20%(消費税込) 繰上返済手数料等、返済条件を変更する場合の手料は不要です。
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元利均等返済または毎月元金均等返済 ただし、6ヶ月毎の増額返済を併用することができます。 この場合、増額返済の合計金額は、貸し付け金額の40%をこえないものとします。
10. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。
11. 担保	<ul style="list-style-type: none"> 融資対象物件及びその敷地に対して、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定します。 なお、敷地が「転借地」である場合は、敷地に抵当権が設定できる場合を除き融資対象外とします。 また、保険金額を融資金額または建物時価額以上、保険期間を融資期間以上とする長期一括火災保険を付保していただきます。 なお、保険金請求権に対する質権設定は不要です。 (敷地に抵当権を設定しない場合は、その火災保険金請求権に住宅金融支援機構を質権者とする第1順位の質権を設定させていただきます。この場合、確定日付料700円が必要となります。)
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 返済額の試算をご希望の方は、融資窓口へお申し出ください。 お申込みにあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。